

令和5年度 第9回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和5年12月27日(水) 午後1時30分～午後3時45分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

欠席：1 1 番扇蘭委員

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
09. 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更(変更・除外)について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度第9回、 始良市農業委員会総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。
	——— 会務報告 ———
議 長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員1番、農業委員、農業委員2番、農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐と振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。
	——— 日程第3 議案第1号(26件) ———

議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から26番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は、令和5年12月27日、契約の始期は令和6年1月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては3年間で3件、5年間で9件、10年間で14件、合計26件、面積は合計で、49,052㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますのでご確認くださいと思います。なお、総会資料の4ページの18番から5ページの19番につきましては、農業委員10番、農業委員に関連する議案となっております。総会資料の5ページの20番から24番につきましては、農業委員5番、農業委員に関連する議案となっております。6ページの25番が、農業委員12番、農業委員に関連する議案、26番が、農業委員8番、農業委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から26番について、質疑に入ります。なお、18番から26番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し採決いたします。まずは、1番から17番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から17番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から17番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、18番、19番の関係者、農業委員10番、農業委員の退席をお願いします。

委員	(委員 退席)
議長	これより、１８番、１９番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１８番、１９番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１８番、１９番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１０番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議長	次に、２０番から２４番の関係者、農業委員５番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議長	これより、２０番から２４番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、２０番から２４番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、２０番から２４番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員５番、農業委員の、着席をお願いします。

委員	(委員 着席)
議 長	次に、２５番の関係者、農業委員１２番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	これより、２５番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、２５番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、２５番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１２番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議 長	次に、２６番の関係者、農業委員８番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	これより、２６番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	はい、１７番農業委員です。確認です。総額が１万円と記載されておりますが、年額でしょうか。以前の経験では、５年間の額であると勘違いをされて、支払いをされている案件がありましたので、年の総額か、５年間の総額か教えてください。
事務局	２筆ありますが、２筆合計での、年間の総額になります。

議 長	他に、質疑はありませんか。それでは、お諮りいたします。議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、26番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、26番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員8番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号（4件） ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は7ページからです。今月の申請件数につきましては、4件となっております。先般、各担当委員におかれまして事前調査がなされました。現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町木田の田が1筆で、面積は1,257㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番農業委員です。調査報告いたします。令和5年12月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。調査の結果、この申請地は、長年休耕地でありましたが、現在はトラクターでの耕運がなされており、よく管理がされておりました。取得後の活用につきましては、1m程度の盛土を行い、畑として野菜等を栽培する予定と説明を受けました。譲受人の労働力は、2名です。農業用機械等については、トラクター、耕運機、軽トラック等、揃っておりました。以上のことから、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと

	思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町下久徳の田が2筆で、面積は、1,657㎡です。家族間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和5年12月14日、譲受人と現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から南に、約300mの位置です。田が2筆で、990㎡と667㎡です。1筆990㎡の半分を、農業委員会の許可を得て、農業用機械の倉庫を建てられ、田は水稻をされております。譲受人と譲渡人は夫婦で、一時、奥さんの名義になっていたものを、譲り受ける事案です。農業用機械は、トラクター1台、軽トラ1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台を所有されています。労働力は、本人と奥様の2人です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町下久徳の田が2筆で、面積は、1,648㎡です。親族間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和5年12月14日、譲受人と現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から南へ、約350mの位置になります。田が2筆で、639㎡と1,009㎡になります。譲受人と譲渡人は実の兄弟で、相続した妹の田を、兄が無償で譲り受ける事案です。利用目的は、田です。農業用機械は、トラクター1台、軽トラ1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台と揃っておりました。労働力は、本人と奥さんの2人です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われます

	ので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は寺師の田が3筆で、面積は、2,586㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。令和5年12月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と息子さんの2名です。農業用機械の販売、診断を大山、寺師地区でおこなっています。農業用機械は、トラクター2台、コンバイン2台、田植え機1台、軽トラック2台と揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、農地法第3条、第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号(6件) ———

議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は8ページから9ページとなっております。今月の申請件数につきましては、6件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は北山の田が1筆で、面積は464㎡となっております。当初、〇〇が、現場事務所と資材置場、駐車場との事で、令和5年6月5日付けで、一時転用での許可を得ておりました。今回、公共工事の現場事務所として、現地を引き続き使用するとのもので、〇〇のほうで、事業継承との形で、現場事務所と資材置場、駐車場として、計画を変更するとなっております。この後の、議案第5号の1番で、農地法5条の申請も同時に出されております。一時転用とのことで、期間は、令和6年3月30日までとなっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、議案第5号の1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年3月30日までの一時転用終了後、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は、三拾町の田が2筆で、面積は3,372㎡です。これらの申請地を、〇〇さんが、令和5年3月16日付けで、建築条件付売買予定地を目的に、農地法の5条許可及び、都市計画法の県開発の許可を得ておりました。県開発の許可を得た後に、造成工事を行い、県開発の完了検査まで受けた段階でありましたが、建設資材の高騰等によ

	り、造成費のほうは、当初見積もりの25%から30%程度の上昇となり、造成費が予算オーバーとなり、その後の、建築販売の計画が厳しくなった為、今回、〇〇のほうに事業継承することになりました。また、建築条件付売買予定地とのことで、事業計画変更申請と、農地法5条、議案5号の9番の申請と出されているところです。こちらの建築条件付売買予定地についてですが、宅地造成を行い、販売が出来なかった場合は、造成を行った業者が、最終的に住宅を建築して、建売住宅として販売すると、条件がついた宅地造成となっております。今回、〇〇が、最後まで住宅を建築できずに、事業継承する形になりました。物価高騰による予算の上昇は、やむ得ないものと判断し、次回以降の〇〇の、建築条件付売買予定地の申請につきましては、厳格な審査をしていく必要があると、判断しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、議案第5号の9番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、15番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道と宅地、西が田と農道、南が田と宅地、北が宅地と水路です。申請実現の確実性としては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、県開発許可済みです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 3番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆で、面積は1,696㎡です。この申請地は、令和3年6月7日付で、建築条件付売買予定地として、5条許可を得ておりましたが、コンクリート製品や木材等の価格が、20%から30%程度高騰した為、当初予算がオーバーし、建築販売を断念した為との理由となっております。事業継承者の〇〇が、野菜保管用倉庫、資材置場、駐車場として、事業継承し、こちらの申請地を利用していく計画となっております。この後の、議案第5号の10番で、農地法の5条申請も同時に提出されております。この申請地につき

議 長	ましては、令和3年に許可を取得した後、未着工の状態でありまして、現地はまだ、造成工事も行われていない状態であります。今回、物価高騰による計画の変更につきましては、やむ得ないものと判断しましたが、次回以降、〇〇が同様の、建築条件付売買の申請があった場合は、厳格な審査をする必要があると思います。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、議案第5号の10番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、南東に、約50mの位置です。造成工法は、盛土が0.6mから0.9m、土留め工法は、エル型擁壁が1m、土羽はハリコンをするとの事でありました。被害防除現況としましては、東が農道、西が水路、南が市道、北が田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆で、面積は172㎡です。この申請地は、令和4年5月10日に、山林として、5条許可を得ておりましたが、当初計画者の居住地が遠方であり、労力を確保することが難しく、今回、〇〇が駐輪場として事業継承を行う計画となっております。この後の議案第5号の12番で、農地法の5条申請が、同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、議案第5号の12番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、4番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、北西に、約380mの位置です。被害防除現況としまして

	は、東が里道、西が山林、南が山林、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、現地調査時に、駐輪場にする造成の方法についても、持ってきてくださいとの条件をつけています。参考資料の13ページですが、斜線部分の前に宅地があります。ここにシェアハウスを貸す予定で、ここに入居される方々の駐輪場をつくるとの事でした。現地調査の翌日、事務局にて確認し、状況もわかりましたので、調査員全員で協議し、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が2筆で、面積は422㎡です。1筆を、令和5年8月7日に、宅地造成として、5条許可を得ておりましたが、隣接地も同時に取得し、一体利用する計画に変更となった為、隣接地を追加し、宅地造成を行う計画になっております。この後の議案第4号、4条申請の5番で、当初許可を得ていた土地の申請が出されており、議案第5、5条申請の13番で、新たに取得する土地についての申請が、提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、議案第4号の5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、北に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、法定代理人は、〇〇、〇〇となっております。申請人の〇〇が、現在、未成年で、法律行為が単独では出来ない為、今回、法定代理人として、養父、養母の方の同意を得ての申請に至っております。同意書を、参考資料の24ページに添付しております。事業継承者が、〇〇となっております。

	す。申請地は、下名の畑が1筆で、面積は85㎡です。転用目的は、当時、店舗と住宅との事で、平成28年8月5日付けで、5条許可を得ておりました。地目の変更登記を行う前に、〇〇のお母さんが亡くなり、今回、隣接の店舗と宅地を購入する際、事業計画変更と、この後の5条申請も同時に提出し、駐車場として使用する計画変更となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、議案第5号の14番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、北に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、法定代理人の同意書であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から6番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から6番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ———— 日程第6 議案第4号(4件) ————

議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。なお、1番につきましては、12月19日の現地確認調査時に、立会人が現地に来られず、現地での確認調査が出来ませんでしたので、翌月の審査といたします。それでは、2番から5番について、説明をお願いします。まずは、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は10ページ、11ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1番が、現地調査時に立会人不在とのことで、翌月の審査予定となりましたので、4件となっております。それでは2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は西餅田の畑が1筆で、面積は、305㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、貸資材置場と貸倉庫兼車庫となっております。自宅の隣接地でもあり、水道設備事業を行っている息子に、貸し出したいとの事です。参考資料の29ページに、始末書を添付しております。当該申請地は、夏の農地パトロールの際に、違反転用との事で、報告があがり、事務局で転用指導を行い、申請に至った経緯となっております。始末書の内容につきましては、令和4年3月頃から、息子さんに資材置場として、貸し出し使用していたとの経緯が記載されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と宅地、西が畑、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としてしましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町西浦の畑が1筆で、面積は、713㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、山林となっております。高齢になり、鳥獣被害

	もある為、杉を植え山林としたいとの事です。参考資料の34ページに、始末書が添付されております。こちら、夏の農地パトロールで、違反転用として報告があり、事務局のほうから転用指導をさせていただき、申請に至っております。内容につきましては、令和4年5月頃から植林を行い、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、170mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林、西が市道、南が山林、北が里道です。申請実現の確実性として、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは4番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町久末の畑が2筆で、面積は、10,974㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、山林となっております。申請地は傾斜地の畑で、鳥獣被害もあり耕作が困難な為、杉、ヒノキ、桜を植栽して、山林としたいとの事です。参考資料の38ページに顛末書を添付しております。内容につきましては、昭和63年頃に、亡き父が、杉、ヒノキ、桜を植林しており、現在も、木が植えている状況であり、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。また、全体面積が30aを超えておりますので、県農業委員会ネットワーク機構への、意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約640mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林、南が山林と宅地、北が山林で

議 長 事務局 議 長 委員 議 長 委員 議 長	す。申請実現の確実性としましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、5番について、事務局の説明を求めます。 それでは5番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は西餅田の畑が1筆で、面積は、257㎡です。こちらが、先程の議案第3号、農地転用事業計画変更申請の5番と、関連がある案件となっております。また、隣接の宅地、この後の議案第5号、5条申請の13番の土地と一体利用し、全事業面積は、678.45㎡となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成となっております。申請地に、1区画の宅地造成をおこないたいとの事です。以上で説明を終わります。 本件につきましては、議案第3号の5番で、推進委員5番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕 それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から5番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から5番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ——— 日程第7 議案第5号(17件) ———
--	---

議 長	次に、日程第 7、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 1 7 番について、説明をお願いします。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 1 2 ページから 1 9 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 7 件であります。それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、北山の田が 1 筆、面積は 4 6 4 m²となっております。先程の、議案第 3 号の農地転用事業計画変更申請の 1 番との、関連案件であります。賃借権設定になります。農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、現場事務所、資材置場、駐車場で、公共工事に伴う現場事務所として利用したいとの事です。また、令和 6 年 3 月 3 0 日までの一時転用で、終了までに農地に復元することと、条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第 3 号の 1 番で、農業委員 1 6 番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町久末の畑が 2 筆、面積は 1, 2 6 9 m²となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、山林で、鳥獣被害もあることから、クヌギを植林し、山林として活用したいとの事です。参考資料の 4 2 ページに、計画図面を添付しております。周辺に宅地があることから、緩衝地を 5m 設ける計画で、道路のほうからは 2m の緩衝地を設ける計画となっております。現地調査の際に、宅地から 5m の緩衝地を設けてはいるが、事前に宅地の方とお話をしてから、植林をしてくださいということ、道路からは 2m の緩衝地となっていたのが、もう少し緩衝地を取ってほしいとの事も、立会人と話をしたところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい、1 8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇か北に、約 3 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申

	請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、上名の田が1筆、面積は1,344㎡となっております。使用貸借権の設定になります。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は、牛舎の建築で、牛を増頭した為、牛舎を建築したいとのことです。この後の議案第7号、農業振興地域整備計画の用途変更申請のほうも、同時に提出されております。許可は、農振の用途変更完了と同日での予定としています。また、農用地区域内農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、議案第7号の1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、260mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が農道、南が田、北が牛舎です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農振用途区分変更申請中であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が1筆、面積は3,179㎡の内、554㎡となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己住宅を建築したいとの事です。参考資料の53ページのほうに、一般住宅の基準である概ね500㎡を超えておりますので、面積越えの理由書を添付しております。内容についま

	しては、56.73㎡が法面であり、宅地面積としては活用ができず、宅地の有効面積としては、497.34㎡で、500㎡の範囲内との事で、理由書が添付されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が休耕田、西が市道、南が休耕田、北が休耕田です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が2筆、面積は843㎡となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、2区画の宅地造成をし、住宅建築予定者に販売する為との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、100mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が雑種地、南が里道と水路、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。

事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他 2 名、申請地は、加治木町木田の田が 6 筆、面積は 1, 1 6 1. 1 1 m ² となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、駐車場で、駐車場を建設し、管理を行うことで生活の安定を図りたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 7 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が雑種地と水路、西が雑種地と宅地、南が宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町反土の田が 1 筆、面積は 9 0 0 m ² となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成で、3 区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 7 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑と宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	8番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積は578㎡の内、247㎡となっております。使用貸借権の設定で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、一般住宅で、使用貸借で、譲受人の妻の親から申請地を借り受けて、自己の住宅を建築したいとの事です。現地調査の際に条件として、残る田んぼの配水口の確保をすることと、条件を付しての許可を予定しています。また、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、15番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が田、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、残る田の配水を確保することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、三拾町の田が2筆、面積は3,372㎡となっております。こちらが、議案第3号、事業計画変更申請の2番との関連案件となっております。また、隣接地との一体利用で、全事業面積は、3,712㎡となります。所有権移転の申請で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、建築条件付売買予定地で、10区画を造成し、建築条件付宅地造成を行いたいとの事です。また、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第3号の2番で、農業委員15番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、10番について、事務局の説明を求めま

事務局	す。 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、面積は1,696㎡となっております。こちらが、議案第3号、事業計画変更申請の3番との関連案件となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、倉庫、資材置場、駐車場で、事業の拡大が見込まれる為、野菜保管の倉庫、資材置場、駐車場を建築したいとの事です。また、農地区分が第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましても、議案第3号の3番で、農業委員12番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	11番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、平松の田が1筆、面積は563㎡の内、288㎡となっております。使用貸借権の設定で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約70mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が里道、南が県道、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆、面積は172㎡となっております。こちらが、議案第3号、事業計画変更申請の4番との関連案件と

	なっております。所有権移転の申請で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、駐輪場で、道路向かいに所有する住宅の駐輪場として利用したいとの事です。先程、委員の方から説明がありましたが、参考資料の13ページをご覧ください。補足させていただきます。網掛の申請地の東側に、〇〇所有の宅地がございます。こちらの宅地のほうに、外国人労働者の方々、自転車がよく通勤されているかと思いますが、その方々への貸家を見込んでおり、その駐輪場として、この申請地を利用したいとの申請となっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の4番で、推進委員4番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。
議 長	次に、13番について、事務局の説明を求めます。
事務局	13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆、面積は165㎡となっております。隣接地と、先程の、議案第3号の5番の土地と、議案第4号の5番の土地との一体利用で、全事業面積は、678.45㎡となります。所有権移転の申請で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、80mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、法定代理人は〇〇、〇〇、未成年とのことで、法定代理人の同意が添付されております。申請地は、下名の畑が1筆、面積は85㎡となつ

	ております。こちらが、議案第3号、事業計画変更申請の6番との関連案件となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、駐車場で、隣接地の店舗の駐車場にしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の6番で、農業委員12番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は803㎡となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、共同住宅で、共同住宅1棟を建築したいとの事です。参考資料の80ページをご覧ください。申請地の西側が、地目が田んぼ、現況が畑となっております。今回、共同住宅を申請地に建築する予定ですが、西側隣接地と共同住宅の緩衝地が16m程あり、建物が東側に建ち、西側は駐車場となっておりますので、この西側の農地への日照のほうは、特に支障がないものと、現地調査時に判断しているところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約220mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、16番について、事務局の説明を求めます。
事務局	16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他11名、申請地は、平松の田が16筆、畑が1筆、合計で17筆、面積は14,935㎡となっております。また、隣接する宅地、公衆用道路、用悪水路とも一体利用し、全事業面積は、15,727.72㎡とな

	ります。所有権移転の申請で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、43区画の宅地造成を行いたいとの事です。全体面積が30アールを超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。また、都市計画区域内で、3,000㎡を超えていますので、都市計画法における、県の開発許可案件にも該当しております。農地法の許可も、県開発の許可が下りたのと同じ日の、許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、70mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と墓地と雑種地、西が農道と宅地と雑種地、南が里道、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、県開発の申請中であります。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、17番について、事務局の説明を求めます。
事務局	17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、増田の田が1筆、面積は780㎡となっております。所有権移転の申請で、農地区分は農用地区域内農地ではありますが、除外申請中であり、除外後は、第1種農地になる予定であります。この後の、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更における除外申請の2番のほうで、同時に提出されております。転用目的は、駐車場で、申請地の北側の、新設予定の学校給食センター敷地内では、賄いきれない従業員の駐車場として、利用する計画となっております。また、農地区分で農用地区域内農地除外後は、第1種農地になる予定でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。農振除外申請中でありますので、農地法の許可は、除外がなされた後、同日の許可を予定しております。また、現地調査の際に、条件として、西側田の用水路を確保することとしております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番、農業委員に、議案第 7 号の 2 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、15 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、10m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道、西が田、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性として、始良市の予算での対応である為、確実であります。条件および特記事項は、農振除外申請中であり、西側田の用水路を確保することです。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 17 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
1 : 38 委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 17 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 17 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、3 番、8 番、9 番、10 番、16 番、17 番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第 8 議案第 6 号(4 件) ———
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1 番から 4 番について、説明をお願いします。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は20ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、所有者は〇〇、申請地は加治木町木田の田が1筆、面積は1,257㎡となっております。農地区分は、農用地区域内農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請の理由としましては、湿田の為、盛土をして利用したいとの事です。議案第1号の3条申請と同時に、申請があります。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇の隣接地になります。被害防除現況としましては、東が市道、西が田と宅地、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は豊留の田が1筆、面積は151㎡の内、101㎡となっております。残りの50㎡については、昭和61年12月19日に、車庫での4条申請が出ております。農地区分は、農用地区域内農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑と農業用倉庫です。申請の理由としましては、用水の確保が困難な為、盛土をして畑と農業用倉庫として、利用したいとの事です。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、15番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から南東に、約100mの位置になります。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が田、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、すでに、畑と農業用倉庫として利用しており、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は蒲生町下久徳の田が6筆、面積は5,209㎡となっております。農地区分は、第2種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由につきましては、水稻は費用がかさみ利益がないので、畑にしてアブラナを栽培したいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。筆数が6筆なのですが、この1枚の調査票に記載しております。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から入った橋のたもとになります。参考資料の99ページ、〇〇番地は、〇〇から北西に、約300mの位置になります。100ページが、〇〇の周辺になります。101ページが、〇〇の横から奥に入ったところになります。被害防除現況としましては、1番目が、東が休耕田、西が里道、南が里道、北が休耕田です。2番目が、東が宅地と雑種地、西が里道と田、南が畑と宅地、北が雑種地と里道です。3番目が、東が市道、西が市道と水路、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、盛土をして畑とする利用変更ですので、その後の、土砂の流出が無いよう留意することです。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の田が1筆、面積は428㎡の内の、373㎡となっております。残りの55㎡については、令和5年5月10日に、店舗敷地として、5条許可となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、畑です。申請理由につきましては、用水の確保が困難になり、現在、畑として利用している為との事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から西に、約50mの位置になります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性としてしましては、すでに、畑として利用しており、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番から4番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
	——— 日程第9 議案第7号(2件) ———
議長	次に、日程第9、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更と除外)について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案7号農業振興地域整備計画の変更、用途区分変更と除外についての説明をいたします。総会資料は、21ページでございます。今月の申請件数につきましては、用途区分変更が1件、農用地区域除外が1件となっております。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、変更区分は、用途区分変更です。申請地は、上名の田が1筆、1,334㎡です。議案第5号の3番、5条申請との関係がございます。変更後の用途については、農業用施設用地、畜舎となっております。補助事業は、昭和45年から昭和47年までの、県営ほ場整備事業となっております。申請理由につきましては、牛の増頭に伴い、牛舎を建築したいため、となっております。以上で、説明を終わります。

議 長	本件につきましては、議案第5号の3番で、推進委員6番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、変更区分は、農用地区域除外です。申請地は、増田の田が1筆、780㎡です。変更後の用途については、駐車場となっております。補助事業は、昭和46年から昭和56年までの、県営ほ場整備事業となっております。申請理由につきましては、新設予定の学校給食センター従業員駐車場として利用したい為となっております。議案第5号17番の5条申請との関連がございます。以上で、説明を終わります。
議 長	本件につきましても、議案第5号の17番で、農業委員15番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更と除外)についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号、農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更と除外)についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更と除外)についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	——— 日程第10 ———
議 長	次に、日程第10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。12月は24件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、11月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。

議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	———— 日程第 1 1 ————
議 長	次に、日程第 1 1、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔農業新聞の推進について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔県外研修について〕 〔自主研修について〕 〔利用状況調査地図等について〕 〔地域計画について〕 〔農業経営に関する意向調査について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 5 年度、第 9 回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____

